

地元割引制度実施要綱

(趣旨)

第1条 北海道住宅供給公社(以下「公社」という。)は、南幌町みどり野団地(以下「対象団地」という。)において、団地の販売促進を図るため宅地を購入する南幌町に係わりのある者に対し、土地譲渡価格の割引を行う。

(割引対象者)

第2条 割引の対象者(以下「対象者」という。)は、対象団地において公社から宅地を購入する者であって、次のいずれかの世帯の者であること。

- (1) 南幌町に居住している者の居る世帯
- (2) 南幌町に居住したことのある者の居る世帯
- (3) 南幌町を勤務地とする者の居る世帯

2 土地譲渡契約締結の日から1年以内に購入する宅地に住宅を建築すること。ただし、南幌町に居住する世帯の者が、隣地を購入し一体利用する場合は、この限りではない。

(割引率)

第3条 割引の率は、対象者が申込する宅地の募集価格の30パーセント相当額とし、宅地価格(以下「譲渡価格」という)は、募集価格の70パーセント相当額(千円未満の端数切捨て)とした価格とする。

(割引制度の適用手続き)

第4条 本制度の適用を受けようとする者(以下「申込者」という。)は、宅地の申込時に割引該当申告書(別記様式)に次のいずれかの書類(以下「添付書類」という。)を添えて、公社に提出するものとする。なお、南幌町の発行する文書をもってこの添付書類に代えることができるものとする。

- (1) 入居予定者全員の住民票(続柄がわかるもの)
- (2) 南幌町に居住したことを証す書類(戸籍の附表の写し等)
- (3) 南幌町が勤務地であることを証す書類(勤務地証明書)

2 公社は、第1項の規定による申告書又は前項の規定による添付書類を適正であると認めるときは、当該申告書又は添付書類を受理するものとする。

(割引制度による土地譲渡価格の決定)

第5条 公社は、前条の規定による割引該当申告書が適正であると認めるときは、第3条に規定する譲渡価格での土地譲渡手続きを進めるものとする。

(減額金の返還等)

第6条 公社は、対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、募集価格と譲渡価格の差額分(以下「減額金」という。)を請求することができる。

- (1) 第2条に定める条件に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は不正な行為があったとき。

(調査等)

第7条 公社は、割引制度の適用に関し必要があると認めるときは、対象者に対し、報告を求め、当該減額金の適用に係る必要な調査を行うことができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、割引の適用に関して必要な事項は別に定める。

附 則

1. この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(別記様式)

年 月 日

北海道住宅供給公社
理事長 村 井 治 様

(宅地譲渡契約者)

住所

氏名

地 元 割 引 該 当 申 告 書

私は、地元割引世帯に該当することを申告します。

なお、地元割引制度実施要綱を理解したうえ、申告内容に虚偽がないことを誓約し、確認の為に必要な申請内容に係る調査を行うことについて同意します。

記

購入する土地					
入 居 予 定 者	氏 名	続 柄	生 年 月 日	年 齢	備 考

南幌町居住内容 (上記入居予定者のうち)

居住経験者 氏名 生年月日 年 月 日 電話

居住期間 年 月 ~ 年 月

居住時住所 居住時氏名

居住時世帯主名

添付書類

- ・入居予定者全員の住民票(続柄がわかるもの)
- ・南幌町に居住したことがある者の居る世帯は、南幌町に居住したことを証す書類(戸籍の附表等)
- ・南幌町を勤務地とする者の居る世帯は、南幌町が勤務地であることを証す書類(勤務地証明書)

勤務地証明書

氏 名 _____

現 住 所 _____

勤 務 先 名 _____

勤 務 先 所 在 地 _____

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

所 在 地 _____

名 称 _____

代 表 者 名 _____ 印